



オーストラリア政府外務貿易省

オーストラリアー日本 FTA

ニュースレター 3

オーストラリアー日本 FTA – 第 3 回交渉

11 月 5~8 日に、キャンベラで日豪自由貿易 (FTA) の第 3 回交渉が開かれた。

交渉は協定の各章を形成するために、FTA 全体の実質的な議論が行われた。20 の分科会が 4 日に渡り開かれ、草案に関する情報や意見の交換がなされた。最初の 2 回の交渉と同様に、今回の交渉は積極的かつ建設的で、大きな進展があり、幾つかの分野で異なった草案のアプローチがあったものの、目指すところで相違がないことが交渉で確認された。次のステップとして、更なる情報交換、交渉のラウンドとラウンドの間で提出されるテキスト案やエレメント・ペーパー (交渉に盛り込まれるべき要素を記したペーパー) に対する代替案を作成することに合意した。

財貿易の分科会で、オーストラリア側から日本案に対する最初の回答がなされ、テキストに含まれている詳細なセーフガード条項に関する議論が行われた。次回の交渉で、オーストラリアから日本のテキスト案に対する代替案を提出することが予定されている。財に関する交渉では、農業や非農業財における双方のセンシティブな事柄について意見交換が更に行われた。この議論は交渉会期と会期の間や交渉過程で引き続き話し合が行われる。

日本から、エネルギー・鉱物資源や食品供給を別の章で扱うことが重要であると強調された。オーストラリアから、施策は市場の通常運営と矛盾すべきでないとしながらも、これらの問題で日本と建設的に携わることをあらためて表明された。次回の交渉で更に議論が行われる。

財貿易をカバーする他の分野 (貿易の技術的障害(TBT)、衛生植物検疫措置 (SPS) の協力、原産地規則、通関手続き) について、双方のエレメント・ペーパー案や他の情報交換に基づいて引き続き議論が行われ、これらの分野について双方の考えが明確になり有益であった。

政府調達分科会では、日本が調印している WTO 政府調達協定において、オーストラリアの慣行とは異なる入札の課題や指名入札のような分野に焦点

をあてながら、オーストラリアから日本案に対する代替案の要点が説明された。

また、電子商取引の分科会は有益で、オーストラリアが提出した章の草案について日本側から質問があった。今までの日本の FTA で、電子商取引に関する章が扱われたことはなかった。

サービスでは、国境をまたがるサービス貿易、電気通信サービス、金融サービス、自然人の移動について生産的な議論が行われた。

国境をまたがるサービスについて、サービスや投資関連の章にどの条項が適合するかのような幾つかの概念的問題についての合意に至っていないものの、幾つかの問題で大筋の合意がなされた。

電気通信サービスでは、オーストラリアが提出した案について非常に詳細な議論が行われた。双方とも年内に更なるテキスト案を交換することに合意し、次回の交渉までに会合をもつことが話し合われた。

金融サービスについては、主要な条項（国境を越える金融サービスや新しい金融サービスを含む）に関する双方の取り組みに違いがあることが明らかになり、更に問題解決に向けた作業が行われることになった。日本からこれらの条項に関する代替案が提出される予定。

自然人の移動に関して、オーストラリアの規制（永住者や配偶者の扱い等）について日本から幾つか質問がなされ、オーストラリア側は追加の情報を回答として提出することで合意した。

投資に関して、日本側の案を基に有益な議論が引き続き行われた。全体としての投資へのアプローチは双方とも非常に類似しているが、どの章に条項が最も適合するかとか、投資に関する要件等に関して、解決すべき幾つかの意見に相違がある。

知的財産に関する議論では、日本側の案が集中して詳細に検討され、双方の規制について理解が深められた。次回の交渉でテキスト案が協議される前に更に情報交換が行われる。

競争政策では、お互いのテキスト案が議論され、双方とも公正競争を促進させる条項の重要性に合意し、貿易や投資の自由化を支持した。次回の交渉で競争政策に関する章の範囲や構成が議論の焦点となる。

ビジネス環境の向上では、日本側から提案された章に関して有益な意見交換が行われた。主なプロジェクトで協力しながらビジネスの機会を高めるために、日本は民間から提出された問題に関して協議や協力をするための制度的な仕組みに関心があるという認識をしめした。

制度的条項や紛争処理に関して意見交換がなされ、交渉に先立って日本側から提出されたテキスト案が主に話された。更に検討しなければならない分野があるが、主要な部分では実質的に合意された。

第4回交渉は東京で2月下旬に開催される。